

～条件不利地域の税制優遇制度をご存じですか？～

離島や半島など

条件不利地域の税制優遇制度

佐世保市の離島や半島など「条件不利地域」では、地域の振興を目的として、固定資産税などの優遇制度を設けています。

1. 税制優遇制度を設けている条件不利地域

過疎地域	離島地域	半島地域
吉井町、世知原町、宇久町、小佐々町、江迎町、鹿町町	宇久島、寺島、黒島、高島	吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町、浅子町

2. 税制優遇制度の概要

		過疎地域	離島地域	半島地域
市税	固定資産税	課税免除 (3年間)	課税免除 (3年間)	不均一課税 (3年間)
	事業税 (法人・個人)	課税免除 (3年間)	課税免除 (3年間)	不均一課税 (3年間)
県税	不動産取得税	課税免除	課税免除	不均一課税
国税	所得税・法人税	割増償却	割増償却	割増償却

※「不均一課税」：通常よりも軽い税率で税額を算出します。

※「割増償却（減価償却の特例）」：減価償却限度額以上に減価償却費を計上でき、税負担が軽減（繰り延べ）されます。

3. 対象要件

	過疎地域	離島地域	半島地域
業種など	製造業(工場)、旅館(ホテル)業、農林水産物等販売業、情報サービス業等(ソフトウェア開発など)ほか	製造業(工場)、旅館(ホテル)業、農林水産物等販売業、インターネット関連、コンタクトセンターなど	製造業(工場)、旅館(ホテル)業、農林水産物等販売業、インターネット関連、コンピュータプログラミングなど
取得価格 (設備投資額)	500万円～2,000万円以上 ※業種や資本金により異なります。	500万円～2,000万円以上 ※業種や資本金により異なります。	500万円～2,000万円以上 ※業種や資本金により異なります。

※簡潔に記載していますので、業種や取得価格など具体的な対象要件は、個別にご相談ください。

4. 課税免除（不均一課税）までの流れ（固定資産税の場合）

事業者（法人・個人）	市
・条件不利地域での設備投資（工場など の新設、増設、設備の更新など）	⇒税制優遇制度の事前相談
	（課税のための調査）※必要に応じて
・新設備での事業開始	
・課税免除などの手続き（申請） ※申請期限：事業開始年の翌年1月末	⇒申請書の受理
	・課税免除などの要件の確認
	・課税免除などの決定
	← 決定通知（3月末）

〔県税（法人・個人事業税、不動産取得税）の場合〕

事業税の申告の期限までに申告書と併せて、課税免除などの申請書類を長崎県に提出して下さい。

〔国税（割増償却）の場合〕

「産業振興機械等の取得等に係る確認書」など必要な書類を税務署に提出して下さい。

※「産業振興機械等の取得等に係る確認書」は市役所で発行しています。

5. ご注意（必ず事前にご相談ください）

- (1) 事業者の所在（住所）は問いません。（市外の場合も活用可能）
- (2) 既存設備の買い替えや更新の場合は、おおよそ30%以上の生産能力向上が要件となります。（同性能の設備更新は対象外）
- (3) 課税免除などの申請時には、主に、次のような書類が必要になります。
 - ①設備の図面（設備概要や位置図、各階平面図ほか）
 - ②設備の写真（社外秘など企業活動に影響しない範囲）
 - ③設備の取得価格が確認できる書類（見積書及び契約書、領収書）
 - ④地域内からの仕入れや、地域外への販売が確認できる書類（資料）
（農水産物等販売業の場合のみ）
 - ⑤設備投資前後の生産能力を比較できる書類（資料）
 - ⑥固定資産・償却資産台帳
 - ⑦直近の確定申告書の写し（減価償却資産の償却費の計算に関する書類など）
- (4) 製造や宿泊、販売、調理に係る部分が対象となります。（関係しない部分は対象外です）
例）土地は工場などの底地部分のみが課税免除などの対象となります。
- (5) 要件に該当する可能性がある場合にご案内しています。
※最終的に要件に該当せず、課税免除などの優遇に至らない場合もあります。

6. お問い合わせ

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町 1-10 佐世保市役所
企画部 地域政策課(0956)25-9708 FAX(0956)25-9651
E-mail:tiikis@city.sasebo.lg.jp

※県税についてのお問い合わせ先：県北振興局税務部（0956）24-7056